

令和2年度第1回木更津市情報公開・個人情報保護審査会 会議録

- 開催日時：令和2年7月14日（火） 午後1時30分から午後4時30分まで
- 開催場所：木更津市役所駅前庁舎8階 会議室1
- 出席者氏名
審査会委員：鬼形むつ子、清水幸雄、白石哲也、山田次郎
木更津市：渡辺市長 高浦総務部長 渡邊総務次長
市長公室経営改革課：渡辺次長、廣橋副主幹、時田主任主事、栗林事務員
財務部市民税課：石井課長、有馬課長補佐、鎌田主事
財務部収税対策室：清水次長、露寄副主幹、松島主査
総務部総務課：瀬川係長
(事務局) 総務部総務課 安田課長、渡辺係長、河上主査、芝田主任主事、梅田主任主事
- 公開非公開の別：公開 審査請求に係る部分のみ非公開
- 傍聴人の数：0人

○会議の内容

渡辺係長 定刻前ではございますが、皆さんおそろいになりましたので、これより令和2年度第1回木更津市情報公開個人情報保護審査会を始めさせていただきますと存じます。

初めに、渡辺市長よりご挨拶を申し上げます。よろしく申し上げます。

渡辺市長 本日は大変お忙しい中、また足元の悪い中、コロナで様々な影響を受けている中ではありますけれども、情報公開・個人情報保護審査会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日、昨年度答申をいただきました市民課の業務に引き続きまして、市民税課及び収税対策室の業務につきまして、特定個人情報保護評価を再実施し、再度皆様に第三者点検をお願いしたいと考えているところでございます。

また併せまして、情報開示決定に対する審査請求がなされたことから、木更津市情報公開条例第18条の規定によりまして、審査会に諮問するものでございます。

委員の皆様方には、それぞれの立場から忌憚のないご意見を賜りますよう、お願いを申し上げますとともに、今後とも、本市の情報公開の総合的な推進及び個人情報保護に関しまして、ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

渡辺係長 ありがとうございます。木更津市情報公開個人情報保護審査会規則第三条第1項の規定により会長が議長となると定められておりますので、以後の議事進行につきましては、清水会長をお願いしたいと存じます。清水会長、よろしく申し上げます。

清水会長 ご指名いただきました清水でございます。今日はよろしくどうぞお願いたし

ます。

ご紹介いただきました規定によりまして、議長を務めさせていただきますが、ご協力の程よろしくお願ひするとともに、事務局に確認したいのですが、本日の出席者は本来であれば5人ですが、ちょっとご事情をお話いただけますか。

渡辺係長 本審査会の会議は、木更津市情報公開個人情報保護審査会規則第3条第2項により、委員の過半数が出席しなければ開くことができないとされております。

審査会の委員定数は5名でございます。本日、成瀬委員から事前に欠席のご連絡をいただいておりますので、出席者4名となっております。

清水会長 ありがとうございます。少なくとも過半数が出席しておりますので、本日の審査会は成立をしたということをご確認をいただきたいと思ひます。

お諮りするの、本日は3件あるわけですけれども、少なくとも最初の2件は、前回と同じように、特定の個人の情報に係るものがございますので、審査会を公開ということに進めさせていただきますと思ひます。審査会を公開することについて、委員の先生で何かご異議がございますか。よろしゅうございますか。

委員 はい。

清水会長 ご異議ございませんので、本審査会は公開ということに進めさせていただきます。事前に連絡事項ですが、今日は長丁場になりそうなので、会議中にちょっと退席をされる、或いはお帰らないといけないという事情がございましたら退席前に私に一言声をかけていただきたいというふうにお願ひいたします。

それでは議題に入らせていただきたいと思ひます。次第の中で、議題は諮問とございます。諮問の内容につきまして事務局の方から、ご紹介お願ひいたします。

渡辺係長 はい。では、諮問につきましては、渡辺市長から諮問をいたします。市長、よろしくお願ひします。

渡辺市長 木更津市情報公開個人情報保護審査会会長、清水幸雄様。

市民税・県民税の課税に関する事務の重点項目評価書及び地方税の収納管理に関する事務の重点項目評価書の取扱いについて。

木更津市情報基本条例（平成15年木更津市条例第2号）第18条第2号の規定により市民税・県民税の課税に関する事務の重点項目評価書及び地方税の収納管理に関する事務の重点項目評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて下記のとおり諮問します。

1つ目が、平成30年5月21日に個人情報保護委員会が定めた特定個人情報保護評価指針による実施手続き等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。

2つ目、特定個人情報保護評価の内容は、指針に定められた特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であると認められるか。

それでは、3つ目でございます。諮問書。木更津市情報公開条例第11条第2項の規定による部分開示決定処分（令和元年8月26日付け木火建第133号）に係る審査請求につ

いて、木更津市情報公開条例（平成12年条例第4号）第18条第1項の規定により、別紙のとおり諮問します

別紙1、審査請求に係る処分。行政文書の件名、木更津市火葬場整備運営事業者選定委員会が、平成31年3月3日に行ったプレゼンテーション及びヒアリングの議事録（審査記録）。処分年月日、令和元年8月26日。処分庁、木更津市長（環境部火葬場建設準備室）。開示決定等の種類、部分開示決定（木更津市情報公開条例第7条第1号及び第2号に該当）。開示決定等の概要、対象文書中の個人の氏について個人情報に該当するもの、取引先金融機関の名称、融資等の金額について法人情報に該当するものとして不開示。

2、審査請求。審査請求の年月日、令和元年9月6日。審査請求人、東亜建設工業株式会社東日本建築支店、執行役員支店長、白川裕康。審査請求の趣旨、対象文書中の審査請求人が指定する部分について、不開示とする裁決を求める。

3、諮問の理由、原処分の維持が適当と考えるため。

二つ目でございます。諮問書。木更津市情報公開条例第11条第2項の規定による部分開示決定処分（令和元年8月26日付け木火建第134号）に係る審査請求について、木更津市情報公開条例（平成12年条例第4号）第18条第1項の規定により、別紙のとおり諮問します。

別紙1、審査請求にかかる処分。行政文書の件名、木更津市火葬場整備運営事業者「東亜建設工業グループ」が、平成31年1月31日に提出した事業提案書。処分年月日、令和元年8月26日。処分庁、木更津市長（環境部火葬場建設準備室）。開示決定等の種類、部分開示決定（木更津市情報公開条例第7条第2号及び第3号に該当）。開示決定等の概要、対象文書中の取引先金融機関の名称、融資等の金額、印影等について法人情報に該当するもの、印影について犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報に該当するものとして不開示。審査請求の年月日、令和元年9月6日。審査請求人、東亜建設工業株式会社東日本建築支店、執行役員支店長、白川裕康。審査請求の趣旨、対象文書中の審査請求人が指定する部分について、不開示とする採決を求める。

3、諮問の理由、処分の維持が適当と考えたため。以上です。

渡辺係長 なお、渡辺市長、高浦総務部長は公務により、ここで退席させていただきますので、ご了承くださいようお願いいたします。

清水会長 それでは、従来にないくらい諮問の説明が長く、これだけ聞いてもなかなか内容が把握できないと思いますので、諮問の内容について事務局からご説明をいただきたいというふうに思います。

渡辺係長 それでは、事前にお配りいたしました資料の確認をさせていただきたいと存じます。まず次第、1枚の紙のものがございます。そして、経営改革課の資料1から6まで、市民税課の資料1から4まで、収税対策室の資料が1から3まで、総務課の資料1から3までございます。こちらが事前に送付させていただきました資料でございます。資料は

以上になりますが、過不足等ございませんでしょうか。

それでは、番号制度に関する取りまとめを行っている経営改革課より、再実施に係る概要についてご説明をいたします。

渡辺次長 経営改革課長の渡辺でございます。私の方から、今回の再実施に関する概要の方についてご説明をさせていただきます。

今回の特定個人情報保護評価の再実施についてでございますが、再実施につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に基づくものでございまして、マイナンバー法の5条では、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を実施することと定めております。その具体的な手続きの一つが、こちらの保護評価ということになります。

今回お配りをしております資料4の特定個人情報保護評価に関する規則の15条及び特定個人情報保護評価指針では、特定個人情報保護評価書の直近の公表の日から5年を経過する前に、評価の再実施をするよう務めることとされております。

また、本市におきましては、今回お願いする重点項目評価でございますけれども、法律上ではこうした第三者機関の意見を求めるということまでは求められておりませんが、これまでの個人情報保護に対する施策などから、木更津市情報基本条例18条を基に、特定個人情報保護評価の第三者点検について、重点項目評価についても本審査会をお願いをしているところでございます。

そして、今回お願いするのは先ほど事務局の方からご説明させていただきました通り、市民税に関するものと、収税に関する2業務というところになっております。

今回、審査をしていただくに当たりまして、この再実施の意義などについて確認をしてみたいと思いますが、お配りをしております経営改革課資料1という横長のA4の資料があるかと思いますが、そちらのページでいきますと、2ページ目のところでしょうか。

ちょうど上段に書かれているんですけども、5年経過前の評価の再実施には、各評価実施機関において、5年間の個人情報の保護に関する情報技術の進歩や社会情勢の変化を考慮し、改めて事務の特性や情報システムの構成等を踏まえ、特定個人情報保護評価書に記載する事務の内容や流れを確認し、特定個人情報ファイルの取り扱いについてのリスク及びリスク対策を検討するというようなこと、こちらが意義として定められております。この辺を中心に確認をしていただければと思っております。

今回、審査をしていただくに当たりまして、A3の大きな資料をお配りしてあるかと思いますが、こちらを主にご覧いただければというふうに考えております。

市民税課資料2、こちらの中央に書かれている部分が、前回、一番最初に実施した評価の時から変更した部分を抜粋して記載をしております。

そして、向かって左側に、変更前の状態を記載させていただいております。

そして右側には、その変更がどういった理由で変更したのかというような形で抜粋して書かせていただいておりますので、これを中心にご審査等いただけるのかなというふうに考えております。

そして、審査をする上では、お配りしております経営改革課資料 2 と書かれた A4 縦の資料がお手元にあるかと思いますが、特定個人情報保護評価指針第 10-1 (2) に定める審査の観点における主な考慮事項という資料、こちらの、適合性及び 1 枚めくっていただきまして 2 ページ目上段にあります妥当性、という二つの観点から、ご審査をお願いできればと存じます。

このうち適合性については、しきい値判断には前回と変わりはありません。

妥当性については 5 年を超える内に、本審査会をお願いしておりますので、時期としては、適当な時期にやらせていただいているのかなと実施機関としては考えております。

そして、めくっていただきまして、妥当性等につきましては、項目といたしますと、カッコ書き 7 から 12 まで項番がありますけれども、それぞれカッコ書きに書かれている視点をもとに、先ほど申し上げました A3 の資料などを見ていただきながら審査の方を実施していただければというふうに考えております。

概要等の説明は以上になります。よろしくお願いたします。

清水会長 どうもありがとうございます。資料があっち行ったり、こっち行ったりで、多少読みにくい部分があるのかなというふうに思いますけれども、前回、一度市民課のことで話をご理解をいただいていると思いますので、先生方には以上の説明で先進めてよろしいですか。

委員 はい

清水会長 それでは、具体的な話の中身に入ってしまいましょう。市民税課の方ですかね。

評価者の素案については、変更やこう変わったということについてのご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

石井課長 市民税課長の石井でございます。私からは、市民税・県民税の課税に関する事務の特定個人情報保護評価の適合性についてご説明させていただきます。

評価、再実施のしきい値についてでございますが、特定個人情報の対象となる人数は市民税・県民税の課税の基準日となる令和 2 年 1 月 1 日現在の住民登録者数となりますので、13 万 5478 人であり、他に本市に住民登録がない方で、市民税・県民税が課税される方を含めましても、10 万人以上、30 万人未満の範囲でございます。

また、特定個人情報ファイル取扱者数は、課税担当職員に、委託先の取扱者を含めましても、500 人未満でございます。

なお、過去 1 年以内に特定個人情報の漏えい等に関する重大事故は発生しておりません。

以上のことから、特定個人情報保護評価指針の規定に基づき判断いたしますと、重点項目評価を実施することとなります。なお、取扱事務につきましては、大きな変更等はござ

いません。

次に、変更箇所につきまして、担当の鎌田からご説明をさせていただきます。

鎌田主事 市民税課の鎌田と申します。よろしくお願ひいたします。私の方から、市民税・県民税の課税に関する事務、重点項目評価書の変更箇所について、説明をさせていただきます。

お手元に市民税課資料 1、2、3、4 のご用意をお願いいたします。主に市民税課資料 2 をもとに、変更箇所をご説明させていただければと思いますので、お願いいたします。

まず、市民税課資料 2 のところですね、こちら 1 ページから 13 ページございまして、変更した箇所が A から S の 19 ヶ所となります。

それではまず市民税課資料 2、A の変更点からご説明をさせていただきます。こちらは特定個人情報を取り扱う個人住民税システムの内容となり、今回 2 点ほど記載を修正しております。

まず 1 点目が、上の枠線のところですね、2 の宛名参照機能に記載されている住登外者という記載ですが、変更前の記載では本市に住民登録がないものすべてが住登外者というふうに見えたため、本市の課税対象で、かつ、住民登録がないものが住登外者という記載に今回修正をいたしました。

2 点目の修正点として、まず、個人住民税システムとは、住民税付加機能や宛名システムを参照する機能などがあり、納税通知書など発送する際は宛名システムで登録された送付先や口座情報を参照しております。

変更前の記載では、この個人住民税システムのところに、宛名システムと同じような操作や口座情報が登録できるような記載となっていたため、あくまでも宛名システムを参照できる機能があるという内容に記載を修正いたしました。

なお、真ん中の枠線の 2 個目のところになるんですけど、個人住民税システムと宛名システムが接続されていることについては、こちらは変更前からマルがついていたため、今回変更しておりません。こちらが個人住民税システムの内容の変更点 A になります。

続いて、同じページの 1 ページ目の変更点 B についてご説明をいたします。こちらは先ほどの個人住民税システムと接続されているシステムについての内容となります。

今回修正した箇所として、収納支援システム ID 連携サーバーを新規に追加し、健康管理システムと生活保護システムについて、記載を削除いたしました。

まず、追加した収納支援システムについてですが、こちらは市税の収納や滞納等の管理を行うシステムで、以前から個人住民税システムと接続をされておりましたので、今回記載の見直しにより追加をしております。

もう一つの追加した ID 連携サーバーについて、こちらは個人住民税システムと接続をして、取得した付加情報を特定個人情報と紐づけて管理するシステムとなります。ID 連携サーバーについては、以前から個人住民税システムから付加情報を取得していたため、記載の見直しにより追加をいたしました。

続いて削除をした健康管理システムと生活保護システムについてですが、まず、健康管理システムは、健康推進課というところが健康増進事業を行うために住民税の課税の情報が必要となるため、当初、個人住民税システムと接続されることが予定され、記載をしておりましたが、実際は接続をせず、今後も接続をされる予定はないことから、削除しております。

もう一つの生活保護システムについても、市民税課の方で賦課準備の際に生活保護受給者の情報が必要となるため、当初、個人住民税システムとの接続を予定しておりましたが、実際はこちらも接続せず、今後も接続される予定がないということから、記載の方を削除いたしました。

こちらが1ページ目の変更点Bのご説明となります。

清水会長 今一番最後のところで、健康管理システムとか生活保護システムっていうのは、現在接続されていないし、今後も接続する予定はないというご説明でしたけれども、これは予定がないというふうに判断をされているのは、市ですかそれとも国ですか、あるいは都道府県。

鎌田主事 こちらは市での判断になります。

清水会長 そうすると、仮にですね、国なり何なりが、こういうシステムを連携させるというような判断があった時に、どういう手立てをとる予定なんですか。

つまり、ここで連携してるのは必要最小限だと、余計なことは一切書かないんだという方針であれば、繋がらないというふうに判断して繋がらないようなシステムになった、ということでもよろしいと思うんですが、逆に、範囲が広がる可能性があると言うときに、うちがやってないから取っちゃったということで、後で問題は起きないというふうなお考えでしょうか。

有馬課長補佐 市民税課の有馬と申します。システムの変更についてはですね、これについてまた変更になった時はこの内容の方を変更させていただくような形にはなりません。

今後ですね、来年の10月以降、基幹系システムの業者の変更がございましてけれども、その時点でまた業者が変更したことによって、いくつか修正点が出てくるかと思えます。

その時点においてはまたこの内容を修正させていただくような形になるかと思えます。

清水会長 おっしゃることはわかるのですが、どの業者のシステムを使うかということによって差が出てきてしまうということは全国レベルから見れば一定の水準ではないということですね。皆、各市町村が同じってことではないわけですね。そこででこぼこが出るってということについてどうお考えになりますか。

つまりですね、ここであがっているシステムというのは国民健康保険とか、後期高齢者であるとか介護保険であるとか、比較的全国レベルの話が出てずっと並んでいますよね。市の独自の判断でやる可能性があるのかなというのが外れるというのはわかるんですが、生活保護なんていうのが、やっぱり、全国レベルの水準から外れてしまうというのはあんまり望ましいと思いませんし、これだけやってないから外すっていうのはいかがなんでしょう。

よう。

それとも、やってないものはもう外すという基本方針だというふうに理解しているということでもよろしいでしょうか。

有馬課長補佐 おっしゃる通りでやってないものは削除するという形で今回変更させていただきました。

清水会長 わかりました。それではどうぞ。

鎌田主事 続いて、1 ページめくっていただいて、市民税課資料 2 の 2 ページ目。

こちらの変更点Cの内容ですけど、こちらが特定個人情報を取り扱う eL-tax システムについての内容となります。この eL-tax システムというのは、地方税に関わる手続きがインターネット経由でできる機能となりますが、こちらが令和 2 年度の申告から団体間階層データ管理機能が新たに追加をされました。

どういう機能かと言いますと、ふるさと納税ワンストップ特例制度という、寄附をした自治体にワンストップ特例の申請をすると、確定申告を行わなくても、自治体間の通知により、ふるさと納税の寄附金控除を受けることができ、自治体間でのワンストップ特例通知の送受信を行うことができる機能となっております。

こちらは新規に追加された機能となりますので今回記載の追加をしております。こちらが変更点Cの変更の内容となります。

清水会長 以前はこのシステムが入ってなかったということではなく、なかったということで。

鎌田主事 そうですね、令和 2 年度までは基本的には紙媒体で各市やりとりをしていました。令和 2 年度から追加された機能になります。

清水会長 わかりました。ふるさと納税についてご存じでしたら教えていただきたいのですが、特定の媒介をする会社に注文を出して〇〇市や〇〇市に寄付をするということができますよね。そういう個人で直接市に寄附しますよ、というエントリーをするのではなくて、会社を通じてエントリーをするというのもこれに入ってきますか。

鎌田主事 ここでいう eL-tax システムの機能としては、個人が市役所とのやり取り等になるので会社経由での手続きはこちらの機能の中にはいない。

清水会長 あくまで地方公共団体同士の連携だけと。

鎌田主事 そうです。

清水会長 わかりました。

鎌田主事 続きまして市民税課資料 2 の 3 ページ目をご覧ください。こちらの変更点Dの内容ですが、特定個人情報を取り扱う ID 連携サーバーシステムの内容となります。ID 連携サーバーとは、先程の個人住民税システムと接続をして取得した賦課情報を特定個人情報と紐づけて管理をするシステムとなります。

今回、後期高齢者医療システムと国民年金システムの記載を削除し、就学援助システムの記載を追加しております。

まず、記載の削除をした後期高齢者医療システムと、国民年金システムについてですが、前回の評価書作成時では、それぞれID連携サーバーとの接続を予定しておりましたが、後期高齢者医療システムは、後期高齢者医療広域連合が保持しているサーバーで情報連携されることとなり、国民年金システムは日本年金機構が保有しているサーバーで情報連携されることとなりました。そのため、市のID連携サーバーでは、今後も接続されることがないということからこの二つの記載を削除しております。

続いて追加をいたしました、就学援助システムについてですが、こちらが木更津市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱による就学援助に関する事務が追加されたため、今回こちらの記載を追加しております。こちらが変更点Dの説明となります。

次に市民税課資料2の4ページ目をご覧ください。変更点Eについてですが、特定個人情報を取り扱う中間サーバーというシステムの内容になります。

こちらの中間サーバーとは、ID連携サーバーと個人住民税システムと連携した賦課情報を提供する機能があります。その際、他市町村などから賦課情報の照会について自動に回答できるようなシステムとなっております。

今回記載の見直しにより、他のシステムからの接続のところにID連携サーバーという記載がされていなかったため、記載の追加をいたしました。こちらが変更点Eの説明となります。

清水会長 3ページのところですけどね、システム4の②のところで、システムの機能というのがあって、その2番目で宛名情報の管理機能というのがあって、そこに住所氏名等の本人情報を団体内統合宛名番号に紐づけて管理をすると。どういうことかご説明いただけますか。

鎌田主事 宛名システムという、氏名であったり生年月日特定個人情報などを登録して、実際にこのID連携サーバーというもので、団体統合宛名番号っていうのが振られるようになります。

この番号を利用して中間サーバーでその番号で検索をすると、その対象者の賦課情報などの情報が照会できるシステムとなっております。

清水会長 基本的にマイナンバーの話をしているはずで、それとは別に団体統合宛名番号というのは別にあるの？

鎌田主事 別にあります。同じ番号ではないですね。

清水会長 それを使わなきゃいけない必要性というのはなんですか。

鎌田主事 中間サーバーで所得照会をするのですが、基本的にマイナンバーで直接番号検索をするのではなく、あえて団体統合宛名番号という別の番号で割り当てた番号で検索をしてはいるんですけど。

清水会長 それはわかります。何で二重にする必要があるのかと。マイナンバーのセキュリティが甘いからとか、そういうことですか。とすると、マイナンバーの制度的な欠点があるんだってことをどっかに書くことになりますけれども。それでよろしいでしょうか。

瀬川係長 総務課情報システム係瀬川と申します。国の仕様ということで、全ての団体が一枚かましてやっています。理由はやはりマイナンバーを直接照会のところでつかうのは…。

清水会長 なんかリスクがあると

瀬川係長 そういう考えだと思います。

清水会長 この諮問答申そのものがリスクの話をしていきますので、そういうシステムを使わないとリスクがあるのだ、と。そういうことを書く必要があるのかと聞いています。システムというのは単純にしたほうがリスクが少なくなるという考え方と、多ければ多いほどリスクが増えるというのもご承知の通りございまして。こちらではどちらの話をなさっているのかなと。

山田委員 リスクがあるからだと思うと言っていたがそれは確認してあるのですか。

つまり、個人番号に関してはいろいろと問題があり、使い方に気を使っていますよね。多くのコンセンサスが得られなければ使わない、という考え方が基本にあるのだとすると、それをとれていない間はリスクがあるかないか問わずに使わないという考え方もあり得るわけです。そういうことで使っていないんだとすると、今あなたが言った推測は間違ったことになるわけですね。なのであなたが言ったことはきちんと確認したことなのでしょうか。

瀬川係長 中間サーバーが導入されたときの国からの資料などを見るとそのようなことが書いてあって、だから団体内統合宛名を挟む、そういう資料を見た覚えがあります。

山田委員 そういうことが書いてあったということは、個人番号にリスクがあるという風にかいてあったということですか。リスクがあるという確認はとれていたということですね。

瀬川係長 システムの構成などを国から示されて、それに倣って各市町村合うようにシステムを作っていくので、そこは正直そんなに疑いは抱かずにですねそういうものだ…。

山田委員 確認したかったのは、実際にリスクがあるかではなく、彼は根拠があって答えたのか、それとも推測で答えたのか。根拠があって答えたということでしょう。

瀬川係長 はい。

白石委員 いろんなサーバーがあって、1個じゃいけないというのがよくわからないですけど、たぶん個人番号の件もそうですけど、番号を1個にしてしまうともし不正にアクセスされたときに全部ばらばらになってしまう。

ワンクッションおくと、被害は受けるけど、もう1個の番号まで特定しないとアクセスできないという面倒くさいけどセキュリティ上は優れているという部分があると思うのですが、その点はアプローチがないのでよくわからないのですがどうですか。

瀬川係長 おっしゃる通りそういうものと理解しています。

清水会長 こういう審査会で、国が言っているからハイそうですかというのはいらないのですよ。こういう組織ではね。当然私のほうとしては危ないと思った話は危ないらしいとしか言い様がないわけです。

もちろん技術的なことが全部わかるわけではありませんから、わからんことはわからんという結論しか出せませんが、こうやって番号をいくつも使っている。ましてやマイナンバーの前に団体内番号という形で集約してしまうとここで漏れちゃうと余分なことが全部出ていく訳ですよ。

そうすると、いくらマイナンバーのセキュリティを充実させていっても、このところの団体統合番号というのが漏れちゃうと、どうにもならなくなってしまうという可能性がある。その辺はどうお考えになっておられるのかなと。大丈夫だっていうなら、大丈夫なのでしょうし、危ないという認識があるのであればこういう答申を出すときに、そういうリスクがあるという可能性がありますよ、しっかりやってくださいねという答申を出すということになると思うんですが、根拠があるならば答申を出すのは次回ですので、審査会にその資料出してもらえないでしょうか。

瀬川係長 探しておきます。

清水会長 少なくとも個人情報保護委員会ではリスクがあると言ってなかったという気がするんですが。それはお願いします。先へ進めてください。

鎌田主事 市民税課資料 2 の 5 ページ目をご覧ください。こちらが変更点 F の情報提供ネットワークシステムによる情報連携がされている事務の一覧の説明となります。

情報提供ネットワークシステムとは、総務省が所管するシステムで、先程の中間サーバーでの所得照会の際に、情報提供者と情報照会者との中継を行うシステムで、セキュリティの高い通信を実現しております。その情報提供ネットワークシステムによる情報連携について、番号法の一部改正により新規に追加された事務手続きが 4 件、削除された項目が 5 件と変更があったため、それに伴い評価書の記載を変更しております。実際に変更となった項目については、右側の補足説明 F に記載をしております。

上側が新規追加の 4 項目、真ん中より下の部分が削除項目で 5 件となっております。

今こちらは変更箇所のみ抜粋になっているのですが、実際は全部で 55 項目の事務がございます。お手元の市民税課資料 3 というところに全項目の 55 項目が載っておりますのでご確認をお願いします。

清水会長 右側の (115) の※地方公務員等共済組合法等とありますが、等というのはなんですか。地方公務員はわかりませんが。

有馬課長補佐 手元に法律がないものですから、確認したいとは思いますが、今はつきりも上げることができません。

清水会長 後程でけっこうです。先に進めてください。

鎌田主事 続いて、市民税課資料 2 の 6 ページ目をご覧ください。

こちらが変更点 G についての内容となります。まず、住民税基本台帳ファイルに記録されている項目の説明となります。

まずこの住民税基本台帳ファイルには、氏名であったり、住所、賦課に必要な情報が保持されております。

真ん中の枠線のところですね、主な記録項目の介護、高齢者、福祉関係情報というところ、こちらは変更前から○をつけていたんですけど、その下の枠線のところ、その妥当性というところに介護、高齢者、福祉関係情報の記載が今回されていなかったため、記載の見直しによりこちらにも追記をいたしました。

現在でも、こちらの介護保険料の納付金額等について、住民の税賦課をするために必要な社会保険料控除を算出するために必要となっているため、こちらについては、住民税基本台帳ファイルで保有している情報となります。こちらが変更点Gの説明となります。

続いて、市民税課資料2の7ページ目をご覧ください。

こちらが変更点Hの特定個人情報ファイルの取扱い、委託業者の再委託の有無や方法についての内容となります。

今回この真ん中の画面には、実際に再委託の可能性がります委託事項1、委託事項3、委託事項5の3つを抜粋しております。

まず、委託事項1の申告資料のパンチ入力業務についてです。まず、申告資料のパンチ入力業務とは、事業者等から紙ベースで提出された給与支払報告書や公的年金等の支払報告書などの内容を電子データに変換する作業のことです。

この委託については、変更前は再委託はなしと記載をしておりましたが、原則として再委託を行わないことに変更はありませんが、委託業者の繁忙などによっては、再委託を行う可能性があることから、原則として再委託は行えないが、事前に再委託を行いたい旨を書面で提出させ、市が適当と認めた場合に、再委託を承認するという内容に変更をしております。

それに合わせて、再委託の有無、再委託をするという変更と、再委託事項の課税資料の入力業務という内容の記載も追加をしております。

ここの再委託の方法についてなんですけど、その下の補足説明の変更点Iの部分になるんですが、こちらと同じように、こちらの表記とあわせて、再委託の方法について、修正をしております。

こちらが変更点Hの内容と、Iの委託についての方法についての変更内容となります。
清水会長 市の再委託に関するルールはご承知かと思いますが、市が最初委託する際に委託業者がその仕事ができるかできないかは判断されているはず。

最初からできないとわかっているのに委託をするべきではない。何か事情の変更があって、本来出来たものが出来なくなったというのなら再委託は許容されると思うんです。

ところが、今のHのご説明だと委託業者の繁忙、あるいは人的要素、要するにやれる人がいなくなったと、こういうことでさらに再委託が行われるという話になると際限ないですよ。再委託どころか再々委託のようにどんどん下におりていきますよね。その辺に関してはどうお考えでしょうか。

有馬課長補佐 おっしゃる通り、本来委託を締結する場合に業者ができるできないを当然判断しなければいけないところとだとは思いますが。これを判断した上で委託契約が成立す

るところですが、委託をした後、特別な事情があった場合、委託業者の繁忙であったり、人的ソースの現状によって再委託を行う可能性があるということで修正はさせていただいてるんですけど、当然再々委託は見込んではいないので、再委託以上は考えていないということでございます。

清水会長 考えていないということはやらないということを意味するのか、それとも例えばAという業者があつて仕事を引き受けたと、ところが人がいないからB、C、D・・・と再委託するのと、AからB、BからC、CからDというのはどこか違いますか？

もう一つの問題は、委託先から情報が漏れたときに、再委託をしたときに、責任を取るのはどこですか。私が市であなたに委託をしました。あなたが忙しいという理由でBに委託しました。Bで漏れがあつたときに責任を取るのはどこですか。

有馬課長補佐 委託については、市と委託業者との間で委託契約を結びます。再委託を行いたい場合はBと委託業者の間で個人情報の安全管理が確認したうえで認められるようになります。

清水会長 あのね、個人情報の保護が確認できるのであればこんな話をしなくてもよいのですよ。結果としてできなかつたときどうするのかと聞いているのです。私が白石先生の個人情報を持っているとします。私があなたに委託しました。契約が私とあなた。再委託業者は別の人に再委託しますよといってあなたがもう一人の私なんです。私が承認してもしなかつたとしても結果的には同じだと思んですが。こっちで契約をいくらしても白石先生を拘束しないでしょう。自分の個人情報が漏れいしたときに白石先生としては誰を相手に損害賠償請求をするのか。

瀬川係長 昨年作った特定個人情報等の取扱いに関する特記事項ですね。第7条再委託のところで第2項ですね。その再委託をやむを得ずする必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策、並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に書面による再委託する旨を、甲に申請し市の承認を得なければならない。

そういうその手続きが、我々が甲で、契約相手が乙、その乙に対して、その手続きがここで決めてあります。次の項で、乙は再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して再委託先のすべての行為及びその結果について責任を負うものとする、続きます。

清水会長 論点2つありましてね、1つは今ご紹介のあつたルールでやむを得ない事情というのがありましたよね。やむを得ない事情というのは委託業者の繁忙、あるいは人的な要素が変わってしまった、極端なことを言えば、非常に優秀な職員がいなくなったということだけでやむを得ないというのか、担当の会社が全滅したとかね。私が委託をして、委託先がいろんな事情で再委託できるというのは私からすれば頼んだ覚えはない、と言いたいはずで、代理人に頼んだ以上は代理人に責任取ってもらわないと困りますよね、私が承諾

していない状態では一方的にやられても困る。そこで、今ご紹介いただいた条文から考えても、補足説明のHというのは、繁忙と人的要素の状況によって変わるということでのいいのかなというところ。

もう一つは契約の中で仮に情報が漏れてしまった、不当に使われることがあり、そこで被害が出たといったときに、被害者としては誰を相手に損害賠償請求するのですか。そこでいくら万全な措置を取りますと委託元から言われているからといって、預かっていたのは私です。私のところから情報がでた、相手に頼んだのだから知らないといっているいいルールなのか。

そうすると、資力の対象先から考えて、行政庁、市役所と民間業者、どちらが倒産する確率が高いかと。要は一般論としては役所のほうが安泰ですよ。被害者としては行政庁相手になんとかしろと言いたいんじゃないんですか。それが、契約によって、責任を免れるということにはならないのではないですか。免れるくらいならみんな勝ちますよ。

事案は違いますけど、数年前の埼玉県富士見というところでプール事故がありました。市役所の管理しているプールがあって、それを民間業者に頼みました。民間業者が管理を再委託先に頼みました。その再委託先がアルバイトのお兄さんを雇って、アルバイトのお兄さんに過失があったんです。現実に女の子が死ぬという事件があって、刑事事件として有罪判決を受けたのはその担当課長です。個人情報漏洩の場合も理屈は一緒で、責任をとるのは渡辺市長か担当課長どちらかだろうと思いますが、そういうことをお話になっているのだということなのか、その理屈の上でなんとか逃げる方法をお考えになっておられるのか、その辺はちょっと、契約で第三者の権利行使を止めることはできないと思います。非常に安易な考え方ではないかなと思います。

補足説明Hのところで、忙しいとかで再委託を行う可能性があるという風に書かれると、漏えいのリスクを増やしているだけと私は思いますけれど、その点いかがでしょうか。もちろんそれは委託業者に重い責任を負わせていって、仮に市役所が損害賠償を払わなければいけないと、問題を起こしたのは委託先ですから、そこに求償権の行使なりなんなりできるようにするというのももちろん必要です。だからといって市役所が免責されるわけではない。逆に契約に書いてあるから楽に扱っていい、というふうになるとはいいいませんが、そういう可能性が否定できないんじゃないんですか。

有馬課長補佐 あくまで責任は市が負わなければならない。再委託先を含めた管理については委託先から再委託先について状況の報告をしていただき、進行管理はあくまで市が管理していく形になります。

清水会長 基本的には全責任を負うんですよ。委託先を監督するというなかに、再委託の会社も入っているんです。

有馬課長補佐 おっしゃるとおりです。

清水会長 ですから、Hについてはもう少し文章をお考えいただきたいと思います。

山田委員 再委託を市が適当と認めた場合ということですが、具体的な基準というものは

決まっているんですか。

瀬川係長 具体的な基準はその契約ごとに、市が求める仕様、委託内容を満たすことができるかどうか、そこが第一だと思います。

山田委員 言い直すと具合的な基準はきまっていないということですよね

瀬川係長 そうです。

清水会長 解釈運用の基準にあればあるはずなのですが。ちょっと待っていただけますか。市の条例の解釈運用の手引きをお持ちでございませんか。

随分昔のことで私もどこに書いてあったかわからないんですけども、先程もお話した通り、委託先が再委託できるというのは本来限られた範囲であると、そうでないと丸投げしてしまうということになりますし、そこで先程お話があった通り、必要やむを得ないというときに初めて再委託ができるというくらいの縛りがかかっているはずなんです。そうでないと最初の契約って意味ないですよ。要するに実施能力がないところが引き受けて丸投げしちゃうということを防げない。

今お話ししたような観点からそもそも再委託ができる根拠規定をみせてください。ましてや個人情報ですから。

有馬課長補佐 番号法で申し上げますと、番号法の10条のところに再委託というのがございます。番号法10条で個人番号利用事務又は個人番号関係事務の全部または一部の委託を受けたものは、当該個人番号利用事務の委託をした者の許諾を得た場合に限りその全部または一部の再委託をすることができるということが番号法の中での再委託についてと書かれています。

清水会長 おっしゃる通りなんです。ただ、この条文でどういう場合にということが書いていないですよ。補足説明のほうは業者の繁忙、人的ソースということをお書きになっておりますので、条文の読み方としてはできることは間違いないけど、本来であればもう少し厳格な理由があってもよさそうな気がする。人的ソースといわれると最初からできないのに引き受けて、こっちならできるとさらに再委託をすることも不可能ではないですよ。

それが、個人情報保護という観点から適切なものだと我々は思わない。説明資料を出してください。そうでないと補足説明Hについては適当だと思わないという答申を出すこととなります。どうぞ先へ進めてください。

山田委員 再委託の承認をするかしないかなんですけども、承認しないという道が残されているかどうか、現実には。それを確認したいんですけども。というのは、理由が承認できない場合に、委託先がどうしても再委託したいと言った場合、あなたのところはいい、別の所に頼みますからというような道が残されてないんだとすると、委託先の言いなりになるということですよ。市の方がじゃあ他の業者に委託するという余地がなければ望みを聞かざるを得ないということになってしまいますよね。というような場合、別のところに委託するというような道は探っているんですか。

有馬課長補佐 Hのところ、申告情報のパンチ入力業務、これに関しましては市内業者に毎年入札を行っております。今のところベストソリューションズというところが受けているんですけど、他がないという形ではない。

清水会長 承知している限りでは入札をやりますと1社しかでてこないんですよ。事前に談合とかがあつてね、多分ね。で、他に候補者がいない、そこで余人をもって変えがたいという結論ができてそこに頼むと。ところがそれがしばらく経つとうちではできないと。そうすると、よくこういう審議会、審査会でも行われる事ですけど、日にちが足りない、間に合わない。

事業全体の整理に関わる問題だという風にやむを得ないという判断をするのが大体今までの常套手段なんです。目の前でこういうことは起きてきているんですから。この特定個人情報の話じゃないですけども。やるほうも巧妙なんです。例えば再々委託は禁止するとか、という規定があるならともかく、ないわけですよ。そうすると委託が繰り返され、どこが持っているかわからない。これが今までの日本の法制度の多い例ですね。

山田委員 ベストソリューションズはわかりました。日立システムズは。

瀬川係長 日立システムズはすぐ代わりを探すのは難しい。

山田委員 端的に言って私がさっき言った恐れはあり得るということではいいんですか。

瀬川係長 はい。

鬼形委員 市が適当と認めた場合しかありえないのだから、先生がさっきおっしゃったことは表面上はありえないことなのでは。

清水会長 適当と認めるということは適当にやっつていいということではなくて、

鬼形委員 それはどういう基準なんですかね。

清水会長 それこそやむを得ない事情があるということと同じことでしょう。

白石委員 今日には市民税のことをやっているんですけども、委託とか再委託というのはこの件だけではなくてすべてに通ずることだと思うんです。それは市民税の部局だけで決める問題ではなく、市全体で決めなければいけない。条例化するとかしなければ、市民税課だけで動けるものではないと思うんです。

もう一つは構造的に市の職員とか公務員が削減されて委託をしなければ業務ができない状態が現実には存在していると思います。かといって職員数を大幅に増やすことはできないだろうと思います。そういう意味で検討していただきたいのは、絶対に漏らしてはいけない情報と漏れても、漏れないほうがもちろん良いわけですけど、被害が比較的少ない情報をもっと分けてご検討いただければいいかと思います。そういう意見です。

清水会長 基本的には先生おっしゃるとおり。ただしここでは市民税課についての諮問を受けていますので、これではちょっと問題があるんじゃないのと、説明がなければそう書かせていただく。全体的な課題でもありますので、今日のところはこの話はこの程度にして、先に進めてください。

鎌田主事 市民税課追加資料2の8ページ目をご覧ください。

こちらが変更点Jになります。特定個人情報の提供、移転の有無及び件数となっております。まず、特定個人情報の提供についてですが、市民税課追加資料2、5ページ目変更点Fのところ、番号法の一部改正に伴い新規追加4件、削除5件の56件から1件少なくなり、全部で55件となったため、それに合わせてこちらの提供の件数を55件に変更しております。追加削除項目の詳細については5ページの変更点Fをご覧ください。

続いて移転を行っている件数についてですが、ここでの移転とは、番号法に基づき、木更津市役所内の別の課の方で、住民税の賦課情報を利用しているかどうかのことを指します。まず、移転先の数について、変更前は20件で、変更後が7件、新規に追加をしましたので、27件となっております。

こちらの追加された7件の詳細についてなんですけど、その下の補足説明Kというところに移転先の新規追加7項目が記載されています。全部で27項目ありますので、もし全項目を確認される場合は別添の市民税課資料4のほうで確認をお願いいたします。

清水会長 フラッシュメモリはいまだに使っているんですか。

鎌田主事 フラッシュメモリは課の方で違う担当課に渡すときにまだ使っています。

市民税課資料4を見ると移転方法というところで、現在使っているところはフラッシュメモリ1件、住宅課にフラッシュメモリの提供をしています。

今回その移転方法のところ、補足説明Kのいちばん上の部分になるんですが、もともと移転方法についてはその他の市民税課資料4を参照と記載をしていたんですが、中にはフラッシュメモリや紙媒体でまだ提供している課もありますので、実際移転方法のところにもフラッシュメモリと紙、これらは国で決められた様式にはなるんですけども、そちらのほうも項目がありましたので、今回フラッシュメモリと紙のところマルをつけさせていただきました。こちらが変更点JとKの説明内容になります。

清水会長 事務届みたいなものと考えれば理解できるんですが、フラッシュメモリってセキュリティはどうだったかなと、紙とほぼ同じじゃないかという気がしましてね。そうするとそういうところでセキュリティに関する話をしているのに、いまだに使っているのかと。で、1か所で使っているということであつたら、そろそろ止めたらと思ってしまうんですが、という意見です。

技術の問題というのはご承知のとおりパソコンなんかでEメールで送るよりFAXのほうがセキュリティが高いというときもありますので何とも言えませんが、どうぞ進めてください。

鎌田主事 市民税課追加資料2の9ページ目をご覧ください。

こちらは特定個人情報の保管場所、消去についての内容となります。2か所記載を修正しております、まず1か所目について上の枠線の部分についてになるんですが、特定個人情報が保管されているサーバー室の入退室について、以前は紙の入退室管理簿に時間と名前を記入して、専用の鍵を使用して、入退室を行っていましたが、現在は静脈認証で登録した職員のみが入室できるように変更となっているため、それに伴いこちらの評価書

の記載の修正をしております。

2 点目に特定個人情報の消去の方法について、こちらはもともと変更前に通常という記載をしていましたが、通常という記載がされていたとことで、基本的には事業所が特定個人情報を消去することはないんですけど、例外的に消去が可能と見えたため、今回通常という記載は削除しております。こちらが変更点Lの説明になります。

続いて市民税課資料 2 の 10 ページ目をご覧ください。こちらは変更点Mについて特定個人情報ファイル記録項目ということで、市民税課で保有している個人情報について全項目の記載をしております。

実際の真ん中の画面については件数が多く入りきらなかったため一部抜粋をしているんですが、もし全項目を確認される場合には市民税課資料 1 の重点項目評価書の 12 ページから 14 ページに全項目の 853 項目を記載していますので、ご確認をお願いいたします。

こちらは変更前は 598 項目ということで市民税課のほうで賦課情報の項目をこちらに記載をしていたんですが、右側の補足説明Mの下に記載をしてあります、徴収の情報、年金情報、扶養情報、宛名情報についても市民税課で保有しているので、再度全項目について再抽出を行い、全項目記載をすることにいたしました。そのため大きく増え、598 項目から 255 項目増えて 853 項目になっております。こちらが変更点Mの説明となります。

続いて市民税課資料 2 の 11 ページ目をご覧ください。こちらは変更点Nについて、特定個人情報の入手の際のリスク及びそのリスクに対する措置の説明となります。

不適切な方法で入手されるリスクに対する措置について、変更前の記載のほうでは基本的に個人住民税システムにログインする際は今まではユーザーID、パスワードのみでしたが、セキュリティ強化のため現在はユーザーID、パスワードだけでなく、静脈認証も実施しているため記載の修正をしております。こちらが変更点Nの内容となります。

続いて同じページの下の変更点Oについてですが、特定個人情報の入手の際のリスク及びそのリスクに対する措置の説明となります。

特定個人情報の入手の際に特定個人情報が漏洩、紛失するリスクに対する説明になりますが、eL-tax システムなどの端末については他市町村と会社等と特定個人情報を含んだデータのやり取りを行うため、こちらについては以前から施錠付きの部屋で管理していたのですが、重点項目評価書のほうに施錠付きという文言がなかったため、今回記載の見直しを行いこちらの文言を新規で追加をしております。こちらが変更点Oの内容となります。

続いて、追加資料 2 の 12 ページ目をご覧ください。変更点Pについて、こちらは今までユーザーID、パスワードで個人住民税システムにログインという記載が、今は静脈認証でのログインも行っているため記載を修正しております。

変更点Qについてですが、特定個人情報が不正に使用されるリスクに対する措置の内容ですが、特定個人情報の使用の際に来庁者及び使用者以外の職員からの端末の覗き見が考えられるため、防止策として 1 つ目に全ての端末に覗き見防止フィルターをつけることで、横から見ても画面が黒くみえるようになっております。

また、使用者の離席時にスクリーンセーバーを設定することで自動的に画面が暗くなり、再操作の際には静脈認証とパスワードによる再ログインが必要となる設定を現在しているため評価書のほうに記載をしております。こちらが変更点PとQの内容となります。

清水会長 今回のスクリーンセーバーの設定って何秒ぐらい。

鎌田主事 5分に設定されています。

清水会長 できれば評価書に書いておいて。長い、短い両方の意見もあると思いますから。

鎌田主事 最後に13ページ目の変更点RとSについて説明をいたします。まず変更点Rについてですが、こちらのちょっと補足説明Rのところをご覧ください。

こちらは委託先における不正な使用のリスクに対して定めている委託契約中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定の内容についてになります。

平成31年4月1日付で、木更津市情報セキュリティ共通実施手順書の一部改定をし、特定個人情報取扱事務に関する基準が追加されたことに伴い、変更前の、規定の内容の8項目から17項目へ追加をいたしました。

取扱いについては、特定個人情報等の取扱いを委託する場合は、特定個人情報等の取扱いに関する特記事項を踏まえた契約を締結しなければならないこと、委託先を必要かつ適切に管理しなければならないことを定めております。

また、委託先の教育の実施として、作業従業員全員に教育の実施をしなければならないこと、さらに教育及び研修の実施にあたり、実施計画を策定し、実施体制を確立した上で、実施の結果報告を書面にて提出させることとしました。例外的に再委託を行う場合についても同様な対応を行う予定となっております。

こちらが変更点Rの説明の内容となりまして、最後にその変更点Sの内容になるんですが、こちらは特定個人情報ファイルの取扱いの委託に関する、再委託の具体的な方法となりますが、こちら番号法10条及び11条並びに特定個人情報等の取扱いに関する特記事項を踏まえて、記載の方を今回修正をしております。こちらが変更点RとSの説明内容となります。

清水会長 説明は以上でございますか？

鎌田主事 市民税課からの変更点の内容は以上になります。

清水会長 一番最後の委託の問題というのは白石先生からお話があった通り、番号法だけで全部説明できるわけではないし、市の条例なり規則なりそういった中で変えていく必要がある。そうでないと、番号法の基準を満たしているから全部オッケーだという風にいわれるとおそらく後でとんでもない事が起きる可能性がありますよ、と。国レベルでいけば電通さんの問題とかね。その辺を合わせてご検討いただく必要があるという判断をすることになると思いますが、どうも説明を聞いていると、番号法のできるので全部オッケーだといっている気がいたしまして、それはそうではない。

いずれにしても、他にもやらないといけない問題がたくさんございますので。先生方、何か今までのところで、市民税課の問題としてご意見ございましたらお願いします。

なければ、また後で取り上げてもらえれば。長く時間がかかっておりますので、35分まで休憩といたします。

清水会長 それでは委員の先生方お揃いになりましたので、今度は収税対策室の方の特定個人情報重点項目評価書についてご検討していきたいと思います。

時間の関係もございまして、内容的に重複する部分が多くありますので議論として特別なことがなければ、先程、市民税課でお話いただいたことに関しては同じ事だと理解しまして、収税対策室に特徴のある、あるいは市民税課と違うところを重点的にご説明いただいて先に進めたいと思います。

答申の取りまとめは今回はやらず次回になりますので。それではどうぞ。

清水室長 収税対策室の清水と申します。私からは特定個人情報保護評価指針の適合性につきましてご説明させていただきます。

評価再実施時のしきい値でございますが、本年6月1日現在、本市人口は13万5744人であり、市外在住の滞納者約3500人を加えましても、10万人以上、30万人未満の範囲でございます。

また、特定個人情報ファイル取扱い者数につきましては、収税担当職員25名に、委託先の取扱者である株式会社日立システムズ30名、株式会社シンク5名を含めましても、500人未満でございます。

なお、過去1年以内に、特定個人情報の漏えい等に関する、重大事項等は発生しておりません。

以上のことから、特定個人情報保護評価指針の規定に基づきまして判断いたしますと、重点項目評価を実施することとなります。

なお、取扱事務につきましては、市民税同様、大きな変更点はございません。変更箇所等につきましては、担当の松島主査からご説明させていただきます。どうぞよろしく願います。

松島主査 収税対策室の松島と申します。よろしく願います。

今回、評価の再実施に当たり、特にリスク及びリスク対策を検討することとなっており、変更箇所8ヶ所中5ヶ所がリスク対策についての変更となっております。

まず、収税対策室に関する資料の方ですが、収税対策室資料1、A4縦のものになります。収税対策室資料2、これがA3説明用資料となります。資料3といたしまして、番号法に定める事務についての一覧となっております。

ご説明につきましては、資料2を使用して、ご説明をさせていただく形となりますので、よろしく願います。

なお、変更修正箇所等につきましては、資料2、真ん中の変更後のところに下線を引かせていただいておりますのでご参考にしていただければと思います。では、説明の方に移らせていただきたいと思います。

資料 2、1 ページの A の箇所をご確認ください。こちらは情報ネットワークによる情報連携についてでございます。

情報連携の法令上の根拠といたしまして、番号法第 19 条別表第 2 に定められている事項のうち、地方税関係情報が含まれている項目について記載をさせていただいております。

詳細につきましては、次ページにてご説明をさせていただきたいと思いますが、変更前 58 件の項目でしたが、追加された事務が 2 件、番号の変更が 1 件、削除された項目が 5 件となりまして、変更前と比較して 3 件の減少となり、55 件と変更になりました。

変更となりました事務の詳細についてご説明をさせていただきます。資料 2、次ページをご覧ください。

まず、追加された事務に関してですが、左から 3 列目、別表第 2 の項番 20 番と 53 番の項目になります。

追加された 2 件とも情報照会者は市町村長であり、事務の内容といたしましては、項番 20 番が身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置、または費用の徴収に関する事務であって、主務政令で定めるものとなっております。

項番 53 番につきましては、知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置、または費用の徴収に関する事務であって、主務政令で定めるものとなっております。

事務の内容といたしまして、地方税法等の規定により算出した税額、もしくはその算出の基準となる事項に関する情報というものが、今回追加されたことによりまして、記載の方 2 箇所増やさせていただいております。

続きまして上から 3 列目、項番 120 番のものなんですけれども、こちらにつきましては、事務の内容は全く変わっておりません。

本表の追加削除等によりまして、以前 119 番であったものが 120 番へと変更となりましたので、こちらに記載をさせていただいております。

次に、削除された事務についてですが、こちらは番号法 19 条別表第 2 から削除されたことにより、項目評価書の方から削除をさせていただいております。

削除されたものにつきましては、左から 3 列目、項番 29 につきましては、照会者が厚生労働大臣または共済組合等で事務の内容といたしましては、地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって、主務政令で定めるものとあります。

次段 71 番につきましては、情報照会者が厚生労働大臣または都道府県知事で、事務の内容といたしましては、雇用保険法による、職業転換給付金の支給に関する事務であって、主務政令で定めるものとされておりました。

続きまして 84 番、情報照会者が厚生労働大臣で事務といたしましては、記載の方は、法律に則って書いてありますので、法律名のための記載となっておりますが、内容といたしまして旧船員法による年金等の給付に関する事項となっております。

続きまして、102番、情報照会者につきましては、農林漁業団体、団体職員共済組合で、事務の内容といたしましては、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律による年金である給付もしくは一時金の支給または特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務政令で定めるものとなっております。

最後になりますが、115番、情報照会者及び事務が2段上のものと同じく法律名で記載されておりますが、紹介者、内容等につきましては、地方公務員等共済組合における年金等の給付事務となっております。

先ほど、市民税課の審議をいただいている際に、地方公務員等共済の等についてご質問をいただいておりますけれども、確認をさせていただきますと、都道府県職員や、学校職員等、団体職員等ですね。ざっくり言いますと国家公務員でない人達が、こちらの等に含まれているというふうに認識をしております。

詳細が必要であれば総務課の方からお話ができますがいかがいたしましょうか。

清水会長 結構です。

松島主査 では、続きまして、資料2、3ページをご確認ください。

3ページ上段、Bの箇所になります。特定個人情報の提供及び移転に関する項目となります。左側、変更B、変更前のところをご確認いただきたいんですけども、本来58件ということで公表を過去してなければいけないところなんですけど、修正漏れがございまして55件と表記をしたまま公表させていただいております。58件が正しい数値となりますので、修正前の数値としましては58件とさせていただければと思います。大変申し訳ございません。

提供を行っている事務件数につきましては、2ページにてお話をさせていただきました通り、追加2件、削除5件であり、全体の件数といたしまして、3件の減少となりますので、58件から55件と変更をさせていただいております。

なお、移転については、収税対策室の方は行っておりませんのでそのまま空白とさせていただきます。

続きまして同ページCの箇所をご覧ください。こちらにつきましては、サーバールームへの入出管理についてですが、先ほどの市民税課でご説明させていただいたものと同様の内容となっておりますので、ご承知をいただければと思います。

続きまして、4ページ、Dの箇所となります。右側、補足説明資料、上段につきましては、先ほどもお話ししました通り、パソコン上のログイン方法の変更ということになりますので、市民税課と同じく静脈認証を加えたという説明をさせていただいております。

下段、入手の際の特定個人情報が漏えい、紛失するリスク対策についてになります。資料2の下から2行、②、③の項目を追加させていただいております。

②につきましては、窓口は待合スペースから適切な距離を確保し、受付カウンターには衝立等により来庁者や他の職員から覗き見されないよう対応し、特定の窓口か、郵送での

申請書の受付をすることにより、情報の流出リスクの低減を図らせていただいております。

このため、申請情報の入手にあたっては、あらかじめ限られた窓口、郵送に限定している、と追加をさせていただいております。

次、③の箇所につきまして、入手した特定個人情報を保管する際には、その申請書の保管を管理職が一括管理及び施錠できるロッカーに格納し記帳する、ということとし、申請書等については管理職が一括管理し、退庁時には施錠管理を徹底しているという項目をつけさせていただいております。

なお、入手した申請書等は、当日中もしくは事務終了後速やかに管理職へ引き継ぎ、事務処理が完了しない場合には、管理職から書類の受け渡しを行うことによって、漏えい紛失といった事態がないよう管理の方を進めて参る予定です。

続きまして資料2、5ページをご覧ください。アルファベットEの箇所2ヶ所つけさせていただいておりますが、こちらもシステムへのログイン方法の変更につきまして記載をさせていただいております。市民税課と同様に、静脈認証の導入による変更となりますので説明は省略させていただきたいと思っております。

続きまして資料6ページ、ご覧いただいてよろしいでしょうか。特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置の項目となります。上から4行目、黒いマル二つ目の③ですね、保管場所についての変更をさせていただきました。

変更前につきましては管理区域の考え方を端末等の至る執務室というふうにとらえていたため、退庁時には執務室の施錠を行い、といった記載をさせていただいておりましたが、より限定的に書類を格納している場所という意味合いを持ちまして指定された場所、とさせていただき、③、特定個人情報を記録した紙媒体外部記録媒体は、指定された場所へ保管し、退庁時には保管場所の施錠を行う、というふうに変更させていただきました。

続きまして下から5行目、⑦以降になりますが、職員がやむを得ず長時間離席する場合に備え、最終操作から5分経過後にスクリーンセーバーが作動し、再操作時には、指静脈認証とパスワードの入力が必要な仕組みとなっております。

このため、⑦、スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり、本人確認情報を表示させず、再操作時には静脈認証とパスワードによる再ログインが必要となりますと項目を追加させていただきました。

なお、ここで言うておりますやむを得ない事情につきましては、緊急時等、どうしても、自席を離れなくてはいけない事態等を想定しておまして、通常考えられる離席につきましては、システムを終了させる、もしくはパソコンの蓋を閉じ、ログオフの状態にするといったことを行い、情報の保護を図っております。

続きまして、⑧です。衝立の設置や、プライバシーフィルターの導入により、来庁者及び使用者以外の職員からのぞき見れない対応をさせていただくことにより、⑧、端末のディスプレイは来庁者及び使用者以外の職員から見えないように措置するとの項目を追加させていただきました。

最後ですが⑨についてです。やむを得ずハードコピーによる事務処理が必要な場合に際し、処理終了後速やかにシュレッダー等による復元不可能な方法で廃棄を行うものとさせていただきます、⑨、本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめ、処理が終了した場合には速やかに復元不可能な方法で廃棄する、という項目を追加させていただきました。

こちらのやむを得ない事情等につきましては、やはり緊急時等であり、収税対策室のシステムからでしか、特定個人情報を利用できないような事態が生じた場合について、想定をさせていただきます。

なお、特定個人情報表示できる権限を有しておりますのは、管理職以上の職員となっておりますので、一般の職員が、特定個人情報を表示させ、ハードコピーといった複製をとることは、システムのできないように対応させていただきます。

清水会長 ありがとうございます。7, 8, 9あたりで市民税課と重なる部分がたくさんありますよね。なるべく記述をあわせていただいたほうがよろしいかと思います。先へどうぞ。
松島主査 続きまして最終ページ、7ページになります。

こちらにつきましては、委託先及び再委託に関する項目となります。市民税課の内容と全く同じとなっておりますので、内容の確認、説明につきましては市民税課の説明をご参照いただければと思います。

すいません、以上ちょっと駆け足となってしまいましたが収税対策室の方からの説明を終わらせていただきたいと思います。

清水会長 先生方、ご質問なりご意見なりありますか。山田先生。

山田委員 具体的な手順を教えてほしいのですが、評価実施機関が自ら評価するという事になっていて、この場合は市長がするというのが法文の内容になるわけですよね。ただ市長が自分でやるというわけではないでしょうから、担当の課がやるんでしょうけれども、現実に誰がやるのか。

それから評価をするのに評価基準があって、それを見ながら評価書を市民税課とかがやるんでしょうけど、それをやった後に、評価を担当する総務課の法規係かなんかですか、そこができてきた評価書を点検する、要するにこの委員会で評価書の適否については判断するという事になるんでしょうけど、その前に総務課で見てみてこれで委員会に出していいよとそういう事をしているのかそれともただ通過して持ってきているだけなのか。その辺の具体的な流れ、手順。法文に書いてあることではなく、実際にやっているところを知りたいんですけど。

渡辺係長 総務課の渡辺と申します。実際のところですが、担当課で評価書、変更資料を作成していただき、その後、総務課としてその内容をチェックさせていただいて、指摘事項があれば、担当課に逐次報告し、内容の変更や更新等させていただいているところでございます。

山田委員 担当課の方では具体的にどういう立場の人が何人ぐらいでこういう風にやって

係長とか課長とかどういうところをって行って総務課に渡す、その辺の流れというのはどうということになっているんですか。

清水室長 収税対策室では担当が資料を作成しまして、担当係長、必要なら私の方で確認しています。私の方でOK出したものを総務のほうにあげていただいて、そこでチェックがあったものを確認、修正を加えて書類の方を作成しています。

山田委員 担当というのは何人いるの。

清水室長 主体的に担当しているのは松島になっております。

山田委員 役職、立場というのは。

清水室長 主査です。

山田委員 何人か下にいるんですか

清水室長 主査の下に何人かいます。

山田委員 それがわかれば結構です。

清水会長 よろしいですか。先程の繰り返しですが、一番最後の7ページ、先ほど議論した再委託の問題、できれば二つの課で調整していただいて表現をなるべくそろえていただきたい。お役所の方の文章は自分たちがわかっているという前提で話をしまして、読んでいる側をなかなか意識しない傾向があると思うんですよ。例えばFのところ、「いつ」というのがない。事前というだけで。委託することが全部決まっていて、30秒前にいう、でもいいのか、ということ。また市が適当と認めたときとあるが、市長なのか市なのか。

日本語として、市が適当と認めたときに限り再委託をするというのは当たり前の話であって適当と認めないのに承諾できるという規定があるわけがないんで。

それから、市は再委託承諾後は再委託先を含めて履行状況を報告させると書いてありますが、市は再委託承諾の前に能力があるかどうかというのを審査するんですよね。そうですね。再委託先が事態を余計悪化させるということがあるわけですから。適当と認めたということは再委託をすることが適当なのか、委託先に能力がない、あるいは忙しい、いろんな事情があるから認める話と十分能力があるから認めると二つの要素がある。これはどっちにウェイトをおいているのか分かりにくい文章で。

まあそんなことが課題だろうというふうに思います。ここで、1、2の諮問に対しての議論というのはいったん終わらせていただきまして、再度検討の上、次回にまた疑問点について説明していただくかもしれませんし、ないかもしれない。その辺はご了解をいただきたいと思います。

そうしますと3つ目の諮問なのですが、今日は時間がありませんので具体的な審議に入る予定はございませんでしたけども、事務局の方で何か配るものはありますか。

渡辺係長 審査請求書、添付書類として開示請求書などを配らせていただきます。

清水会長 何が争点で論点なのか概略だけで結構なので簡単にご説明いただけますか。

事務局より概略の説明
会長より審議事項・方針の説明

清水会長 もう一つ資料がありましたね。河上さんがご報告なさる予定で、それをやっていただけで、今日は終わりたいと思います。お願いします。

河上主査 総務課の河上です。続きまして、本当大変恐縮なんですけれども、事務局の方から報告がございませう。

今回説明に使わせていただく資料が、総務課資料、A4の資料になります。1, 2, 3の三つを使わせて説明をさせていただきます。

では、まず、この右側に総務課資料1と書いてある資料の方から説明をさせていただきます。今回説明させていただく内容につきましては、個人情報保護制度の運用状況及び会議制度の運用状況についての報告をさせていただきます。総務課資料1、平成31年4月1日から令和2年3月31日、情報公開制度の施行状況と書かれているものをご覧ください。

まず、表のページ左上に記載しております、令和元年度の請求の件数と人数を記載させていただいております。22人の方から、24件の請求の方がございました。平成30年度と人数は変わらないんですが、件数としては2件増えております。

1枚開いていただきまして、右側の方に内容と処理状況という形の表をつけさせていただいておりますが、総体としましてこの入札等の関する金入り設計書の請求が非常に多くありました。

ちょっと具体的などこでご報告という点になるんですけれども、1点目から申し訳ない報告になるんですが、通し番号の3番。あと、1枚めくっていただきまして、14番。この2つですね。

3番の方が、開発行為許可通知書、都市整備部都市政策課。14番の方が、岩根地区枝線管渠の実設計、こちらは都市整備部の下水道推進課になるんですが、本来は、条例で14日以内に決定をしなければならないというものになるんですけれども、昨年度これを過ぎて決定通知を出したということがございました。こちらにつきましては、昨年10月29日付で、総務課の方から開示請求の適正な取り扱いについてという通知を送らせていただいているんですけれども、こちらの点については、本当に申し訳ないことだと思っております。

続けての説明になるんですが、通し番号8番、9番ですが、火葬場の運営の関するところになるんですが、今回写しの交付というのを行っていないものが、こちらが今日審査請求にかけさせていただいた案件のものになりますので、交付の方はしておりませう。

こちらの資料1の最後のページになるんですけれども、22番の方も、こちらは郵送での請求という形ですね、固定資産税の標準宅地に関する開示請求、不動産鑑定士、の方が作成した評価書という形でしたので、不動産鑑定士の方に意見照会を行いましたので、期限の延長の方をしております。先ほどの、通知も出させていただいたところではあった

んですけれども、この決定通知の日付が何故か延長の日付の1日後ということになってしましまして、今度は資産税課というところになるんですけれども、再度総務課の方から指導させていただきました。

最後になりますが、少し、資料戻っていただく形で申し訳ないんですが、通し番号の17番、23番、24番については、開示請求がございまして、開示決定通知をお送りさせていただいたのですが、開示決定通知、あと写し自体も、受け取りを拒否という形という状況になっておりまして、開示経過の欄で、実際に開示した日にちと写しの交付が入れてないような形になっております。

資料1につきまして、次の個人情報の方でも同じような部分が出てくる部分もあるんですけれども、開示決定の期日をちょっと過ぎたという事案が3件あったということで、再発防止を考えているところであります。

清水会長 期限とかね。どんなに少なくとも憲法上の権利による知る権利の侵害という理論構成ができますので、弁護士先生はそれだけでお引き受けいただけないと思いますけれども、損害賠償請求がありますと。最低でも一万円くらいは出ます。

現実に担当課に対して、求償権行使があった事例もございまして。市が払ってね。ちょっとお気をつけになった方がよろしいのではないかと。

また、最後の受け取り拒否って何か理由があるのですか。

河上主査 こちらの方ですね、開示請求までですね手続きはされて、1件は受け取っていただいたのですが、残り3件の方は、事情についてはこちらでもわかりかねるんですが。

清水会長 もともと情報公開制度っていう中では、請求をしておいて、いらないという自由があるというのが、伝統的な考え方です。

よくあるのはですね。こういう資料はないかという問い合わせというか請求をしました。あるので開示する。そこで目的が達成できちゃうんです。あるとわかればそれでいいんです。だから、いらないと。取りに来ないお金はもちろん払わないっていうケースっていうのは、多分にありました。

これは20年越しの議論ですけれども、30年ぐらいやってるかもしれないですけどね。そういうこともありまして、取りにこないということで、特に非難できるような制度ではないですから。その辺は、もし、そういうことについての再発防止ということを考えになるんだとすると、手数料を先に取るとか、そのくらいしか有効な方法はない。さもないければ、取りに来なかったら、送りつけちゃうとかね。

ただ、そこまでの制度ではないので、ほっときやいいじゃないですかと。条例や規則の中に、いつまでに取りにこなかったらこの話はちゃらっていう規定をどっかに置く必要があるかもしれませんが。では、個人情報の方を。

河上主査 続きまして総務課資料2の方ですね、説明の方させていただきます。こちら総務課資料2、平成31年4月1日から令和2年3月31日、個人情報保護制度の運用状況についてをご覧ください。

こちら、一番表の面の左上を見ていただきますと、15人の方から22件の請求がありました。平成30年度が22件でしたので、前年並みになります。

1枚開いていただきまして内容を掲載している表の方を見ていただければと思います。こちら、自己情報開示請求の内容と処理状況という表のですね、右側の方、通し番号4、5、6番について、ご報告させていただきます。

4、5、6番の文書につきましては、文書の対象が多く、時間を必要としたため、延長の決定をしております。

次、もう1枚開いていただきまして最後のページになるんですけども、13番、14番、18番、19番については、先ほどの情報公開の方と同じで、請求をされて受け取らないというような方の分になっております。なので、処理経過の欄の開示のところが未記載になっております。

清水会長 4、5、6じゃなくて3、4、5、6が一緒。3も同じものでしょ。実施機関が違うということ。

梅田主任主事 3の方が市長あてに請求がされたもの、4、5、6の方は教育委員会に請求されたもので、3の方につきましては市長部局で対象の情報が存在していなかったため、拒否決定で延長はせずに決定通知を出させていただいております。

清水会長 この理由というのは不存在なんだよね

梅田主任主事 その通りです。3の方が不存在で拒否決定をさせていただいております。

清水会長 理由と書いてあったのに条文しか書いていないので、理由付記だとすれば条例だけではだめだというのがそれこそ30年越しの。

河上主査 おっしゃる通りです。不存在の決定で拒否ということになっております。

清水会長 どんな人が請求したのか知らないけど、請求の段階でこれはないですよと言ってあげるのが親切なのですがね。どうぞ先へ。

河上主査 最後のページのですね、通し番号、21、22がですね、こちら、開示14日以内のところですね、1日過ぎたというところがございました。

情報公開も含めて昨年度はこういうことがございましたので、今年度は、開示、本来は原課で管理しなければならないことではあるんですけども、総務課の方でもですね、開示請求が上がってきた段階の情報をキャッチしまして、日付の方をできる限りチェックをしている部分と、あと、情報公開・個人情報保護の開示請求の手続きについての知識が職員の入替わり等で薄くなっている部分もありますので、このあたりをもう一度研修等を開いて周知するなどを今対策として考えているところであります。

清水会長 市民からの請求があったときに、窓口を一本化したはずなんだよね。本当は実施機関のところにもっていったっていいんだけど、関係のあるところなら。総務にくるのがある程度ルール化されているとすると、そこで何日までに決定しなければいけませんよ、と言って担当課に送るという方法もあるんです。

もともと国なんかは実施機関ごとに請求書を持って来いと。実施機関が判断する。県な

んかもそうですよ。総務課で判断すべきものをね、例えば林務なんかにもっていても不存在で終わりですからね。

そういう事ではなくて、市民に対してサービスをしましようというのがあるのであれば、担当課に対してこういうのが来ていますよと、これはいつまでに決定しなければいけませんよ、ということについて総務課が指導的な役割を果たしてもらおうということになると、これは減ると思うんです。

何日までにやらなかったらあなたの給与から損害賠償を支払うことになりますよと言えば期日は守ると思いますけどね。制度としての工夫。再発防止が上手くいった試しがないからね。

河上主査 ちょっと冒頭に申し上げておけばよかったんですが22番の経過処理欄なんですけれども、不存在による拒否という形でしたので処理経過欄、開示の部分の誤記載がありましたので、申し訳ございません。訂正させていただきます。

22番の処理経過欄ですね、本来であれば、開示の欄については、日付入らないんですけれども、誤記載で入っておいりましたので、こちらの方は訂正とさせていただきます。

清水会長 どうすればいいの。

河上主査 2本線を引いていただいて。

清水会長 開示のところ、2本線を。

河上主査 はい。

清水会長 開示してないんだよね。

河上主査 はい。こちらは開示しておりません。

清水会長 日付は。

河上主査 決定通知は、令和2年3月23日付なんですけども、日付も消していただいて。

3月27日って入ってますかね。3月27日という日付が誤りです。

清水会長 わかりました。

河上主査 最後に、総務課資料3の方、説明させていただきます。

こちらは、会議公開制度の運用状況でございます。表の面のですね、一番上の段に書いてありますが、令和元年度223件、会議を開催しました。

こちらは、会議公開に関する条例第6条の規定に基づきまして、事前に会議の開催を公表しておりました。

1ページめくっていただきまして、左のページの一番下、5、傍聴人数なんですけど、74名の傍聴人の方がいらっしゃいました。

最後の方のページの方ですがコロナウイルスの感染拡大により、3月の会議が幾つか中止になり、230件予定していたものが223件になったというような形となっております。

資料3の報告につきましては以上になります。

清水会長 それぞれの会議において、今まで非公開にしていたけど、今度は公開することに

なったとか、その逆っていうのはあるのか。

渡辺係長 今のところはそういった形での会議の公開非公開が逆になったということはない状態です。

清水会長 どうもありがとうございました。事務局から他に報告は。

渡辺係長 来週7月21日火曜日、同じ午後1時半から、同じこの会議室1で第2回の審査会の方を予定しておりますので、また委員の皆様にはご出席いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

清水会長 これは私からのお願いですが、できれば早め早めにやっていただきたい。

こうやって夏休み前とかそういう時にわっと集中してくるっていうのは、なかなか辛いものがあるので、今後の課題で。

不服申し立てに対する審査の方はね、これは避けようがないので交通事故みたいなものですからしょうがないと思いますけど、順番にこなせるものを集中されると皆さん、時間に余裕がなくなってくるので。

できれば、今の時点で審議会をやらないといけないのが一つあるでしょう。その辺は早め早めに、お願いできたらと思います。

それでは他に何もご意向もないようですので、本日の日程を終了させていただきたいと思っております。

これをもちまして、令和2年度第1回木更津市情報公開個人情報保護審査会を終了いたします。長時間にわたりどうもありがとうございました。

上記会議録を証するため下記署名する。

令和3年3月31日

木更津市情報公開・個人情報保護審査会会長 清水 幸雄